

# 令和4年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

## 1 選考職種、採用予定人員等

区分	職種	採用予定人数	勤務場所	職務内容
一般任期付	自動車運転	若干名	都庁第一本庁舎	①庁有車運転業務 ②庁有車管理業務 等

## 2 任期

令和4年9月1日から令和7年8月31日まで

※ 期間を定めた任用であり、令和7年9月1日以降の任用を保障するものではありません。なお、最長5年まで任期を延長できる場合があります。

## 3 受験資格

次のアからキまでの要件を全て満たす方が申し込むことができます。受験資格の有無、申込書記載事項等をよく読んで上で申し込んでください。なお、いずれかの要件を満たさなくなった、又は提出書類の記載事項に虚偽があった場合には、不合格又は採用される資格を失う場合があります。

ア 普通自動車を運転可能な免許を所持している方

イ 平成29年5月1日以降運転免許の停止又は取消し処分を受けたことがない方

※ 処分等の状況については、「運転記録証明書」で確認します。

ウ 職務として運行業務に従事していた期間が通算して10年以上の方

※ 「6か月以上継続して就業した期間」が該当します。ただし、同一期間内に複数の経験が重複している場合は、いずれか一方の経験に限って通算することができます。現在加算対象の業務に従事をし、かつ、令和4年8月末日をもって通算期間が10年を経過する場合には応募可能ですが、その後の事情により通算期間を満たさないこととなったときは、最終合格を取り消します。

エ 早朝・深夜勤務が可能な方

オ 活字印刷文による出題に対応できる方

カ 義務教育を修了している方

キ 次のいずれにも該当しない方

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(イ) 東京都の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(ウ) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

- (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (オ) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

## 4 選考方法・日程

### (1) 第一次選考

書類選考	資格要件審査	① 運転免許の取得状況審査 ② 交通違反等記録状況審査(※1) ③ 過去の職務履歴(※2)
	専門性審査	① 志望動機 及び 小論文審査

(※1) 「運転記録証明書」で詳細な確認を行います。「運転記録証明書」は、財務局が一括交付依頼を行いますので、別添「委任状」を必ず受験申込書と一緒に提出してください。

(※2) 「3 受験資格 ウ」の要件については、東京都一般任期付職員受験申込書に記載された内容で確認します。記載内容に不明な点がある場合は、確認のため連絡することがありますので、御了承ください。

### (2) 第二次選考（第一次選考合格者のみに対して実施）

日 程	内 容	試 験 会 場
令和 4 年 6 月 25 日(土)	筆記（教養・専門）	東京都庁
	面接（個別面接）	
令和 4 年 6 月 24 日(金)～ 28 日(火)のうち 1 日(26 日 (日)を除く)	身体検査（※3）	第一次選考合格時に通知 (都内)

(※3) 指定する医療機関にて実施いたします。詳細については、一次選考合格通知時にお知らせします。

### (3) 第三次選考（第二次選考合格者のみに対して実施）

日 程	内 容	試 験 会 場
令和 4 年 7 月 16 日(土)又は 17 日(日)	実技(運転)	第二次選考合格時に通知 (都内)

(注) 1 財務局が保険等への加入手続を行った上で、実技選考を行う車に同乗した試験官の指示の下、東京都内を 30 分程度運転していただきます。

2 運転に当たりカーナビゲーションシステムは使用できません。

## 5 合格発表

区分	通知日	通知方法等
一次合格	令和4年6月21日(火) 午前11時発表(予定)	東京都財務局ホームページに掲載及び本人通知(郵送)
二次合格	令和4年7月12日(火) 午前11時発表(予定)	
最終合格	令和4年7月28日(木) 午前11時発表(予定)	

(注) 1 受験申込書受理後に受験票を郵送します。受験票に記載してある受験番号にて合格者受験番号を財務局ホームページに掲載します。

2 電話による照会には応じません。

3 本人通知は合否にかかわらず、受験者全員に通知書を郵送いたします。

4 最終合格通知後に、「職務履歴証明書」を提出していただきます。

## 6 申込手続

### (1) 申込方法

次のアからウまでの書類を持参又は郵送により提出してください。

なお、提出された書類等は、返却できません。

ア 東京都一般任期付職員受験申込書

(「申込書の記入例」をよく読んで記入してください。)

イ 委任状

(運転記録証明書を財務局にて代理申請するために必要となります。「委任状の記入例」を参照の上、必ず提出してください。)

ウ 運転免許証の写し

### (2) 受付期間及び受付場所

	持参による申込み	郵送による申込み
受付期間	令和4年6月13日(月)まで (土曜日、日曜日、祝日を除く 午前10時から午後5時まで)	令和4年6月10日(金)まで (消印有効) ※必ず簡易書留で郵送してください
受付場所 (宛先)	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎15階南側 東京都財務局経理部総務課人事担当	

※ 持参による申込みの場合

本人が持参できない場合は、代理人による持参も可能とします。ただし、代理人が書類を修正することは認めませんので、必要書類に不備がないよう注意してください。

※ 郵送による申込みの場合

封筒(角型2号)の表面に赤字で「採用選考申込」と明記し、裏面に申込者の住所・氏名を記入した上、申込書類等を折らずに封かんし、必ず簡易書留で郵送してください。

なお、普通郵便で送付したことにより不着等の事故があった場合、財務局では、その責任を負いません。

## 7 勤務条件および給与

(1) 勤務条件

勤務時間は、1 週 38 時間 45 分で、原則として週休 2 日制です。

(2) 勤務内容

ア 特別職及び局長級職員の公務・出張に伴う送迎業務等

イ 財務局が管理する庁有車の日常メンテナンス業務

(3) 休暇

1 年間に 20 日（9 月 1 日採用の場合は 7 日）付与される年次有給休暇のほかに、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠・出産・育児に関する休暇等があります。

(4) 給与

<初任給の参考例>

職務経験	初任給（月額）
10 年	約 239,200 円

(注) 1 この給与は、10 年の有用な職務経験を有すると仮定した場合の、令和 4 年 4 月 1 日現在の給料月額に、地域手当（20%地域勤務の場合）を加えたものです。なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

2 上記のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などの手当制度があります。

3 初任給は、経験等に応じて、条例の定めるところにより決定します（上記は一例）。

## 8 その他

(1) 個人情報の取扱いについて

採用選考の過程で知り得た個人情報は、当該採用選考事務の目的以外に使用することはありません。

(2) 問合せ先

東京都財務局経理部総務課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 15 階南側

電話 03-5388-2613

（土曜日・日曜日・祝日を除く午前 10 時から午後 5 時まで）

東京都財務局ホームページアドレス (<http://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/>)

第二次選考 筆記試験(教養・専門) 出題例

問題1 次の漢字の中で、対義語として正しい組み合わせはどれか選びなさい。

- A 安全 - 心配    B 海面 - 陸上    C 空虚 - 充実  
D 極寒 - 猛暑    E 並行 - 交差

- 1 AとC
- 2 AとD
- 3 BとE
- 4 BとD
- 5 CとE

問題2 3ケタの正の整数Aがあり、一の位と百の位の数を入れ替えると、Aより99大きくなる。また、各整数の和は6の倍数であり、百の位と一の位の和から十の位を引くと、0になる。この整数Aとして正しいものを次から選びなさい。

- 1 584
- 2 495
- 3 374
- 4 253
- 5 675

問題3 明治時代についての説明として正しいものを次から選びなさい。

- 1 板垣退助、後藤象二郎らにより民撰議院設立建白書が政府へ提出される。
- 2 第3次桂内閣の組閣に反発する形で、第一次憲政擁護運動が盛んになり始める。
- 3 福沢諭吉が勝海舟やジョン万次郎などと一緒に、咸臨丸で渡米を行う。
- 4 国際連盟が発足し、日本が常任理事国入りを果たした。
- 5 近畿・東北・四国などの民衆の間で、「ええじゃないか」が大流行する。

問題 4 道路交通法において定められている「追越し」に関する記述で、正しいものを選びなさい。

- 1 普通自動車は、他の車両を追い越そうとするときは、必ずその追い越そうとしている車両の右側を通行しなければならない。
- 2 普通自動車が追い越しを禁止している道路は、必ず道路標識で定められている。
- 3 普通自動車は、進路の変更の禁止を表示する道路標示がある道路を走行している時は、いかなる場合であっても、進路変更をしてはならない。
- 4 普通自動車は、停留所において停車している乗合自動車が発進のための手又は方向指示器により合図をした場合には、乗合自動車の進路変更を妨げてはならない。
- 5 普通自動車が道路標識等で指定している最高速度で運行中に、その最高速度が高い車両に追いつかれたときは、当該車両の追越しが終わるまでは速度を増してはならない。

問題 5 次の道路標記の中で、説明が誤っているものを選びなさい。

1 合流交差点あり



2 通行止め



3 転回禁止



4 ロータリーあり



5 車両横断禁止

